

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月8日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所さけます部門札幌拠点長 藤井 徹生

## 1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 小型貨物自動車交換 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 北海道島牧郡島牧村字賀老11番1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 尻別さけます事業所  
北海道阿寒郡鶴居村字雪裡北6線東4番地  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 鶴居さけます事業所

- (5) 入札方法 入札金額は、小型貨物自動車（以下「自動車」という。）交換の差額とし、入札者は、当該自動車交換に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。ただし、当所が引き渡す物品にかかる自動車重量税及び自動車税並びに自動車損害賠償責任保険料の還付金、自動車リサイクル料金（預託金）については含めないものとする。入札書に記載された金額に当該金額から自動車税環境性能割、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金のうち資金管理料金を除く非課税対象料金（以下「自動車税等」という。）を除いた金額の10分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるから免税事業者でないかを見積もった契約希望金額から自動車税等を加算した金額の入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「車両類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

- ① 直接交付  
北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所  
さけます部門札幌拠点管理チーム  
電話 011-822-2176  
FAX 011-822-3342

- ② 宅配便着払いによる交付物自動車交換入札説明書宅配便に  
 任て希望式にとう記「小型貨物社①有名、記上付物自動車交換入札説明書宅配便に  
 ③ をメ記一ルにによ「小型貨物社①有名、記上付物自動車交換入札説明書宅配便に  
 任て意書式にとう記「小型貨物社①有名、記上付物自動車交換入札説明書宅配便に  
 て希望載のにによ「小型貨物社①有名、記上付物自動車交換入札説明書宅配便に  
 メールに  
 アドレ  
 ス、こ  
 と。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に上記3.アツク、構え降に質疑の公表  
 5日記載を取りと明当該す質疑の公表  
 に質問を行う入札お、対し、質得れ疑を  
 行い入札お、対し、質得れ疑を  
 り入札お、対し、質得れ疑を  
 同様に、対し、質得れ疑を  
 人害をすはる  
 5日記載を取りと明当該す質疑の公表  
 に質問を行う入札お、対し、質得れ疑を  
 行い入札お、対し、質得れ疑を  
 り入札お、対し、質得れ疑を  
 同様に、対し、質得れ疑を  
 人害をすはる  
 5日記載を取りと明当該す質疑の公表  
 に質問を行う入札お、対し、質得れ疑を  
 行い入札お、対し、質得れ疑を  
 り入札お、対し、質得れ疑を  
 同様に、対し、質得れ疑を  
 人害をすはる  
 5日記載を取りと明当該す質疑の公表  
 に質問を行う入札お、対し、質得れ疑を  
 行い入札お、対し、質得れ疑を  
 り入札お、対し、質得れ疑を  
 同様に、対し、質得れ疑を  
 人害をすはる

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和3年11月22日 10時00分  
 北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 水産資源研究所札幌庁舎 2階会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和3年11月22日 9時00分  
 3.①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札者を行なった入札者として入札説明書に定める総合評価落札方式をもつて落札者を決定する。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先  
 ① 当機構において役員を経験した者(課長相当職員以上経験者)が再就職していること又は課長相当職以上を兼ねたこと  
 ② 再就職していること  
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※注1 「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含む。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営に携わったことを含む。は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。

※注2 「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含む。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営に携わったことを含む。は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。

- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他  
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。所  
 要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締  
 結を行っていただくようご理解とご協力を願います。また、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 交換仕様書

1. 件名 小型貨物自動車交換

2. 当所が引き受ける物品

品名 小型貨物自動車（新車・未登録に限る） 2台

使用目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所におけるさけます類のふ化放流及び水産に関する技術向上のための試験、研究等の業務並びにそれらに附帯する業務に使用する。

- 仕様
- 1) グリーン購入法に定められた自動車の判断基準適合車であること。
  - 2) 4WD車であること。
  - 3) 寒冷地仕様車(北海道地区)であること。
  - 4) 変速装置はオートマチックであること。
  - 5) 乗車定員は2 / 5人乗り以上であること。
  - 6) 荷台スペースは2人乗車時に5.0 m<sup>3</sup>以上(ワンボックスタイプ・5ドア)であること。
  - 7) 排気量は、ディーゼルエンジン2000CC以上であること。
  - 8) エアバック(運転席及び助手席)、ABS及び後部席にシートベルトの安全装置があること。
  - 9) 後部席は、リクライニング機能があり、ヘッドレストの装備があること。
  - 10) 運転支援システム
    - ・ 追突回避機能(自動ブレーキ)
    - 同等以上の機能を備えていること
  - 11) その他の装備品
    - ・ ドアバイザー
    - ・ フロアマット
    - ・ 荷室防水マット
    - ・ 電動格納式ドアミラー
    - ・ ナビゲーションシステム
    - ・ AM/FMラジオチューナー
    - ・ ETC車載器
    - ・ バックモニター
    - ・ イモビライザー
    - ・ ドライブレコーダー
    - ・ スタットレスタイヤ4本(ホイール付)
    - ・ スノーワイパー

3. 当所が引き渡す物品
- |    |             |       |                  |
|----|-------------|-------|------------------|
| 品名 | トヨタ         | ハイエース | 平成24年式           |
| 規格 | LDF-KDH206V |       | (札幌400の4119)     |
| 数量 | 1           | 台     | (走行距離 247,400km) |
- 
- |    |         |        |                  |
|----|---------|--------|------------------|
| 品名 | スバル     | フォレスター | 平成19年式           |
| 規格 | CBA-SG5 |        | (帯広300た3581)     |
| 数量 | 1       | 台      | (走行距離 126,100km) |

4. 交換場所
- 北海道島牧郡島牧村字賀老11番1  
国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
水産資源研究所 尻別さけます事業所
- 北海道阿寒郡鶴居村字雪裡北6線東4番地  
国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
水産資源研究所 鶴居さけます事業所

5. 交換期限 令和4年3月31日

6. 特記事項

- 1) 契約業者は、交換後14日以内に引き取った自動車の名義変更手続きもしくは廃車手続きを行うこと。
- 2) 納入時まで登録手続きを完了させておくこと。なお、登録を行う際の所有者及び使用者の氏名又は名称並びに住所については次のとおりとする。  
所有者 氏名又は名称：国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
住 所：神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25  
使用者 氏名又は名称：国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
水産資源研究所 さけます部門札幌拠点  
住 所：北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4-1
- 3) 購入に必要な自動車重量税・自動車取得税・自動車税を当所に代わり納付すること。
- 4) 購入に必要な自動車損害賠償責任保険料を当所に代わり25ヶ月分を支払うこと。また、「自動車損害賠償責任保険証明書」の保険契約者の住所及び氏名については次のとおりとする。

住 所 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25  
氏 名 国立研究開発法人 水産研究・教育機構

- 5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、当所に代わり車庫証明の手続きを行うこと。
- 6) 購入に必要な「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定められたリサイクル料金を当所に代わり納付すること。

#### 7. その他

- 1) 交換場所において、使用する職員に対して納入時に装備品等の使用説明を行うこと。
- 2) 詳細については、担当職員の指示に従うものとする。